

タクシー事業者向け国庫補助要望調査のご案内

北海道運輸局自動車交通部旅客第二課
(011-290-2742)

令和2年度第三次補正予算、令和3年度当初予算を財源とする補助事業を活用して、タクシー車両等を導入したい事業者について、下記のとおり補助要望調査を実施します。

要望調査の内容については、国土交通省 HP も合わせてご確認ください。

【国土交通省 HP】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000029.html

記

1. 関連規程

(1) サバイバル補助

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業実施要領
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通バリア解消促進等事業(自動車))に関する運用方針

(2) 観光関係補助

- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱
- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業交付要領
- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(交通サービス利便向上促進事業(自動車))に関する運用方針
- ・ 観光振興事業費補助金交付要綱
- ・ 観光振興事業費補助金交付要領
- ・ 観光振興事業費補助金
(公共交通利用環境の革新等事業(自動車))に関する運用方針

2. 補助対象メニュー

ユニバーサルデザインタクシー車両、福祉タクシー車両、ジャンボタクシー車両、タクシー乗り場の移動円滑化等、福祉タクシーの共同配車センターの整備、多言語案内用タブレット端末、多言語翻訳システム機器、その他多言語対応(ホームページ、スタッフの外国語接遇等研修等)、車両内における無料公衆無線LAN、キャッシュレス対応(クレジットカード、QRコード決済、交通系ICカード、その他)、携帯電話等の情報端末の充電機器、非常用電源装置、その他附随機器、ITシステム等の高度化、空気清浄機(車載用)、空気清浄モニター、低濃度オゾン発生装置、防菌シート・防護板、車内抗菌処理(光触媒噴霧等)、防護壁設置車両、感染症対策への協力を求めるための周知等、その他感染症拡大防止対策設備、AI・ICT等を活用したデジタル技術、乗務日報自動作成ソフト、配車アプリ、輸送実績報告書等帳票自動作成システム、その他業務のデジタル化・システム化

3. 要望の方法

補助を受けるためには、要望書類の提出が必須要件になります。

補助を要望する場合は、要望調査を実施する管轄運輸支局に要望書類を提出してください。

問い合わせ・書類提出先

札幌ナンバー	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167
函館ナンバー	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863
室蘭ナンバー	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012
帯広ナンバー	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286
釧路ナンバー	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514
北見ナンバー	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631
旭川ナンバー	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272

4. 要望書類について

・補助事業要望調査票

～補助を要望する全ての事業者

今年度は千円単位で調査を行いますので、ご注意ください。

・要望内容、要望額等が確認できるカタログ、見積書等の資料

～要望調査票内で資料添付が必要とされている事業の補助を要望する事業者

5. 要望書類提出締め切り

令和3年2月26日（金）まで

6. 留意事項

(1) 予算上の制約

予算額の枠を超える多数の要望があった場合には、要望どおりにならない場合があります。提出いただいた要望調査の内容（要望額、要望メニュー、アンケート内容）を確認の上、優先的に支援する事業者の調整を行います。

(2) 内定後、交付申請書の提出にあたっては、複数の書類を添付する必要がありますが、特に次の書類を添付する必要があることにご注意ください。

サバイバル補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）：

・北海道又は各市町村協議会において策定された

「生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画）」

サバイバル補助は、地域公共交通のバリアフリー化を促進するための補助であり、ユニバーサルデザインタクシー・福祉タクシーを導入する地域（協議会）において生活交通改善事業計画を作成し、その計画に基づいて導入するタクシーが対象になります。

(3) 事業着手について

★令和2年度第三次補正予算に係る事業については、令和2年12月15日（火）以降、事業着手（契約・発注）されたものが対象です。

★令和3年度予算に係る事業については、交付決定後に事業着手（契約・発注）する事案が補助対象となり、交付決定前に事業着手した場合は補助対象とならないことに留意願います。

交付決定後、令和3年度中（令和4年3月31日まで）に納品・支払い完了・自動車登録等が行われるものに限ります。

また、割賦による購入など、車両登録時の所有名義人が補助対象事業者と異なる場合は、補助対象になりません。

(4) 取得財産等の処分の制限について

補助を受けた財産等については、原則一定期間処分することはできないことに留意願います（例：5ナンバーの車両は、自動車登録後3年間は処分できません）。

7. 今後の予定スケジュール

- ・ 2月26日 事業者の要望書類提出〆切
- ・ 4月中旬 補助事業の内示
- ・ 6月下旬 交付決定

※上記スケジュールから遅れる可能性もありますが、この時においても、事業着手の時期が早い場合、補助対象となりませんのでご注意ください。

8. 補助対象メニュー詳細

【令和2年度第三次補正予算で対象とする予定の事業】

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）

（補助対象メニュー）

- ・ UDタクシー車両の導入
- ・ 福祉タクシー車両の導入
- ・ 福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費

（補助率）基本1／3以内

- ・ UDタクシー車両の導入：上限60万円／台
- ・ 福祉タクシー車両の導入：上限60万円／台（リフト付き車両については80万円／台）

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金（活性化・継続事業）

（概要）地域公共交通事業者がポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業を支援

（要件）

以下の事項について、具体的に記載した地域公共交通活性化・継続計画の提出が必要です。

- 一 公共交通のデジタル化・システム化の取組
- 二 感染症拡大防止対策の取組
- 三 事業の活性化・継続に資する新たな取組
- 四 地方自治体との連携に関する取組
- 五 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組
- 六 前各号の取組に見込まれる経費

（補助対象メニュー）

- ・ 公共交通のデジタル化・システム化に要する費用
 - A I ・ I C T等を活用したデジタル技術
 - 乗務日報自動作成ソフト
 - 配車アプリ
 - 輸送実績報告書等帳票自動作成システム
 - その他業務のデジタル化・システム化

- ・感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用
 - 空気清浄機（車載用）
 - 空気清浄モニター
 - 低濃度オゾン発生装置
 - 防菌シート・防護板
 - 車内抗菌処理（光触媒噴霧等）
 - 防護壁設置車両
 - 利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等
 - その他感染症拡大防止対策設備の導入

（補助率） 1 / 2 等（設備導入については定額を設ける予定）

●訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービス利便向上促進事業）

（補助対象メニュー）

- ・UDタクシー車両の導入
- ・ジャンボタクシー車両の導入
- ・タクシー乗り場のバリアフリー化（段差解消）
- ・翻訳機器（翻訳アプリ搭載タブレット、翻訳機器（ポケトーク等））の導入
- ・多言語化（案内標識、案内放送、HP（パソコン、スマートフォンから利用でき、経路検索又は予約システムを提供できるもの）等）
- ・外国語対応接客等の研修
- ・無料公衆無線LANの導入
- ・キャッシュレス機器★（全国共通ICカード車載器、QRコード決済車載器、クレジット決済機器、その他キャッシュレスシステム）の導入

★機能の明確な向上を伴わない修理修繕及び代替更新のみにかかるものは補助対象外

- ・感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用
 - 空気清浄機（車載用）
 - 空気清浄モニター
 - 低濃度オゾン発生装置
 - 防菌シート・防護板
 - 車内抗菌処理（光触媒噴霧等）
 - 防護壁設置車両
 - 利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等
 - その他感染症拡大防止対策設備の導入

（補助率）基本 1 / 3 以内

- ・UDタクシー車両の導入：上限 60 万円 / 台
- ・ジャンボタクシー車両の導入：上限 60 万円 / 台
- ・感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用： 1 / 2 等（設備導入については定額を設ける予定）

【令和3年度当初予算で対象とする予定の事業】

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）

（補助対象メニュー）

- ・UDタクシー車両の導入
- ・福祉タクシー車両の導入
- ・タクシー乗り場のバリアフリー化（段差解消）

- ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費
(補助率) 基本 1 / 3 以内
- ・UDタクシー車両の導入：上限 60 万円 / 台
- ・福祉タクシー車両の導入：上限 60 万円 / 台 (リフト付き車両については 80 万円 / 台)

●訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 (交通サービス利便向上促進事業)

(補助対象メニュー)

- ・UDタクシー車両の導入
- ・ジャンボタクシー車両の導入
- ・タクシー乗り場のバリアフリー化 (段差解消)
- ・翻訳機器 (翻訳アプリ搭載タブレット、翻訳機器 (ポケトーク等)) の導入
- ・多言語化 (案内標識、案内放送、HP (パソコン、スマートフォンから利用でき、経路検索又は予約システムを提供できるもの) 等)
- ・外国語対応接客等の研修
- ・無料公衆無線LANの導入
- ・キャッシュレス機器★ (全国共通ICカード車載器、QRコード決済車載器、クレジット決済機器、その他キャッシュレスシステム) の導入

★機能の明確な向上を伴わない修理修繕及び代替更新のみにかかるものは補助対象外

- ・携帯電話充電設備、非常用電源装置、その他附随機器
- ・ITシステムの高度化
- ・感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用
 - 空気清浄機 (車載用)
 - 空気清浄モニター
 - 低濃度オゾン発生装置
 - 防菌シート・防護板
 - 車内抗菌処理 (光触媒噴霧等)
 - 防護壁設置車両
 - 利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等
 - その他感染症拡大防止対策設備の導入

(補助率) 基本 1 / 3 以内

- ・UDタクシー車両の導入：上限 60 万円 / 台
- ・ジャンボタクシー車両の導入：上限 60 万円 / 台
- ・携帯電話充電設備、非常用電源装置、その他附随機器：1 / 2
- ・感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用：1 / 2 等 (設備導入については定額を設ける予定)

●観光振興事業費補助金 (公共交通利用環境の革新等事業)

(補助対象メニュー)

◆必須メニュー (タクシーは③無し)

①多言語対応 (案内標識、案内放送、HP等)

- ・多言語化 (案内標識、案内放送、HP等)
- ・翻訳機器 (翻訳アプリ搭載タブレット、翻訳機器 (ポケトーク等)) の導入

②無料Wi-Fiサービス

④キャッシュレス決済対応

- ・キャッシュレス機器 (全国共通ICカード車載器、QRコード決済車載器、クレジット決

済機器、その他キャッシュレスシステム)の導入

⑤感染症拡大防止対策

空気清浄機(車載用)

空気清浄モニター

低濃度オゾン発生装置

防菌シート・防護板

車内抗菌処理(光触媒噴霧等)

防護壁設置車両

利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等

その他感染症拡大防止対策設備の導入

◆選択メニュー

⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保

・携帯電話充電設備、非常用電源装置、その他附随機器

⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上

・インバウンド対応型タクシー(UDタクシー)

(補助率)

◆必須メニュー(①~⑤)

①~⑤のうち3つ以上を新規導入する場合: 1/2

①~⑤のうち導入済みのものがあり、今回残り全てを導入する場合: 1/3

◆選択メニュー(⑥~⑦)

①~⑤のうち3つ以上を新規導入する場合:

・携帯電話充電設備、非常用電源装置、その他附随機器: 1/2

・インバウンド対応型タクシー(UDタクシー): 上限 90万円/台

①~⑤のうち導入済みのものがあり、今回残り全てを導入する場合:

・携帯電話充電設備、非常用電源装置、その他附随機器: 1/2

・インバウンド対応型タクシー(UDタクシー): 上限 60万円/台

(補助条件)

訪日外国人旅行者の来訪が特に多いものとして観光庁が指定する市区町村に係る観光地に至るまでの交通サービスであって、国際観光振興法第8条第1項に基づき観光庁長官が指定した区間(告示路線等)の路線(タクシーは指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域に含むもの)が対象。

以 上